

【提出方法等】

【申請期間】

令和3年9月13日（月曜日）から令和3年10月15日（金曜日）まで

【提出方法】

申請書類を次の宛先に郵送ください。なお、郵送の際の封筒は角形2号サイズでご提出をお願いします。また、簡易書留など郵便物の追跡ができる方法でお願いします。

<宛先> 〒840-8570 佐賀県佐賀市城内1丁目1番59号

佐賀県 産業政策課 商業担当

※令和3年10月15日（金）の消印有効です。

※切手を貼付の上、裏面には差出人の住所及び氏名を必ずご記載ください。

※送料は申請者側でご負担をお願いします。

※持参窓口は設けておりません。（感染拡大防止の観点からご協力をお願いします。）

申請に必要な書類は、佐賀県ホームページからダウンロードしてください。

< <https://www.pref.saga.lg.jp/kiji00382208/index.html> >



【お問い合わせ先】

ご不明な点は下記の問い合わせ先で対応いたします。

・ 佐賀県 産業政策課 商業担当

TEL : 0952-25-7182 FAX : 0952-25-7290

注意：協力金の不正受給は犯罪です！！

対象要件を満たしていないにも関わらず、偽って協力金の交付を受けようとする行為は犯罪です。不正等が判明した場合は、協力金を返還いただくとともに、申請者の屋号、氏名等を公表するなど、厳正に対処いたします。

協力金の概要

1. 趣旨

新型コロナウイルスによる感染が拡大する中、県は、まん延防止等重点措置区域（旧唐津市：唐津市のうち浜玉町、七山村、厳木町、相知町、北波多村、呼子町、鎮西町、肥前町の旧町村域を除いた区域）の大規模集客施設に対して、次のとおり営業時間短縮の要請をしました。

【要請の内容】

対象：1,000平方メートルを超える大規模集客施設（※20時以降も営業している施設のみ）

内容：営業時間を20時までとすること。入場者が密集しないよう整理誘導等を実施すること。

区域：旧唐津市

期間：令和3年8月27日（金曜日）から令和3年9月12日（日曜日）

【旧唐津市内で対象となる施設】

大規模小売店、ショッピングセンター、家電量販店、パチンコ店、ボウリング場
※「スーパー、コンビニ、ガソリンスタンド、葬儀場、図書館、理容店、美容店、クリーニング店、スーパー銭湯」など食品、医薬品、衛生用品など生活に欠くことができない物品を販売する施設や、公衆衛生の観点から必要な生活サービスを提供する施設は対象外。

この依頼に応じて、時短営業要請期間中のすべての日において、要請に応じ営業時間短縮（休業を含む）を行っていただいた大規模集客施設運営事業者^{*1}及びその一部を賃借するテナント事業者^{*2}に対し、『大規模集客施設時短要請協力金』（以下「協力金」という。）を交付します。なお、1日でも欠けた場合は、対象期間における協力金の交付対象となりませんのでご注意ください。

※1 県の要請に応じ時短営業等を行う大規模集客施設（建築物の床面積の合計が1,000㎡超の施設をいう。以下同じ。）の運営により収益を得る事業者で、かつ、大規模集客施設の営業時間短縮等を決定する権限を有する事業者。

※2 時短営業等要請期間中に、大規模集客施設運営事業者との契約に基づき、その区画を賃借し、分譲を受けて、自己の名義等で出店し、大規模集客施設を利用する一般消費者向けに、大規模集客施設の運営者に対して一定の自律性をもって事業を営む者であり、かつ、大規模集客施設の時短営業等により、時短営業等を行った事業者。なお、当該大規模集客施設が要請に応じていない場合は、支給対象外。

2. 交付金額

施設ごとの1日当たりの協力金額は以下のとおりです。(1円未満は切り捨て)。

(1) 大規模集客施設運営事業者に対する協力金

1日当たりの協力金額は、次の①、②、③の合計とします。

①自己利用部分面積に係る協力金

自己利用部分面積^{※1} (1,000 m²毎を1単位^{※2}) × 20万円 × 時短率^{※3}

※1 自己利用部分面積とは、大規模集客施設運営事業者自らが一般消費者向け事業の用に直接供している部分であり、要請に応じて営業時間短縮を行っている部分の面積です。テナント店舗部分、生活必需品売場、サービス提供を直接行っていない部分(階段、施設間の連絡通路、エレベーター、トイレ、バックヤード等)は除きます。

※2 1,000 m²未満切捨て。ただし、1,000 m²以下は、1,000 m² (1単位) とみなします。(例) 2,300 m²→2単位、800 m²→1単位

※3 時短率とは、「要請に応じて短縮した営業時間÷本来の営業時間」です。

②テナント事業者等管理把握に係る協力金 (協力金の交付対象となるテナントと特定百貨店店舗^{※1}の合計が10以上の場合のみ)

(テナント店舗数+特定百貨店店舗数) × 2千円 × 時短率

※1 特定百貨店店舗とは、当該店舗の売上が百貨店等にいったん計上され、その後分配される場合であって、当該百貨店等から一定の区画の分配を受け、当該店舗の運営者の名義等で出店し、百貨店等に対して一定の自律性をもって事業を営む店舗のことです。

③特定百貨店店舗に係る協力金 (特定百貨店店舗を有する場合のみ)

特定百貨店店舗数 × 2万円 × 時短率

(2) 要請に応じて時短営業を行う大規模集客施設に入居するテナント事業者に対する協力金

大規模集客施設運営事業者が、テナント事業者分の申請書類をとりまとめて申請いただくことが可能です。

時短営業等を行った店舗面積^{※1} (100 m²毎を1単位^{※2}) × 2万円 × 時短率

※1 店舗面積とは、大規模集客施設 運営事業者から賃借(分譲)している区画の面積です。

※2 100 m²未満切捨て。ただし、100 m²以下は、100 m² (1単位) とみなします。(例) 230 m²→2単位、80 m²→1単位

<事例1>

本来の営業時間が10時から22時、自己利用部分面積が2,500 m²の大規模集

客施設運営事業者が、要請に応じ9時から20時までの時短営業を行った場合の協力金は

$$2 \text{ (単位)} \times 20 \text{ 万円} \times (2 \div 12 \text{ (時短率)}) \times 17 \text{ (時短日数)} = 1,133,333 \text{ 円}$$

<事例2>

本来の営業時間が10時から23時、店舗面積が80㎡の、要請に応じて時短営業を行う大規模集客施設に入居するテナント事業者が、要請に応じ10時から20時までの時短営業を行った場合の協力金は

$$1 \text{ (単位)} \times 2 \text{ 万円} \times (3 \div 13 \text{ (時短率)}) \times 17 \text{ (時短日数)} = 78,461 \text{ 円}$$

対象要件

1. 対象

本協力金の対象となる事業者は、次の(1)から(3)の全てを満たす施設とします。

- (1) 令和3年8月27日(金曜日)以前から夜20時から翌朝5時までの間に営業していること。
- (2) 要請期間中のすべての日において、要請に応じていること。
- (3) 時短営業要請期間に関し、国のコンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金、月次支援金、「ARTS for the future! コロナ禍を乗り越えるための文化芸術活動の充実支援事業」、飲食店対象の時短要請協力金、佐賀型中小事業者応援金、その他の給付金等を、期間を重複して受給していないこと。

2. 対象外

自己又は自社若しくは共同事業者の役員等が次のいずれかに該当する者及び次のいずれかに該当する者がその経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人である場合は本協力金の交付対象にはなりません。

- ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
- イ 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
- ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

申請手続き等

大規模集客施設運営事業者が、テナント事業者分の申請書類をとりまとめて申請いただくことが可能です。

1. 申請受付期間

協力金の交付を受けようとする方は、下記申請受付期間内に、申請書類を佐賀県産業政策課商業担当宛に提出してください。

申請受付期間：令和3年9月13日（月曜日）から令和3年10月15日（金曜日）まで

2. 申請書類

共通	大規模集客施設時短要請協力金申請書（様式1または様式2）
	振込先口座申出書（様式3）
	誓約書（様式4）
	施設ごとの協力金計算書（様式5または様式6）
	本人確認書類の写し 【法人】 法人代表者の運転免許証、パスポート、保険証等 【個人】 運転免許証、パスポート、保険証等
	振込先口座通帳の写し 金融機関名、支店名、預金種別、口座番号、口座名義が確認できるページ
	通常の営業時間がわかるもの 営業時間が記載された看板の写真、告知分、ホームページの印刷 等
	営業時間短縮の状況がわかるもの 営業時間短縮を告知した店舗貼り紙の写真、営業時間短縮を告知した自社ホームページやSNSの写し 等
	施設外観写真（施設あるいは店舗の全体が確認できるもの）
	提出書類チェックシート
大規模集客施設運営事業者	建物の総面積が1,000㎡超であることを確認できる書類 大規模小売店舗立地法上の届出書の写し、登記事項証明書の写し、最新の建築確認申請書の写し、 等
	協力金の対象として申請する面積（自己利用部分面積）を確認できる書類 大規模小売店舗立地法上の届出書の写し等面積を把握できる公的資料等。そうしたものが無い場合、該当部分を色塗りした平面図及び 全体フロアマップ（施設内の位置関係を把握するもの）などで該当部分の面積を示してください
	【テナント事業者等管理把握に係る協力金を申請する場合のみ】 テナント事業者向け協力金の支給対象となる店舗の数及び特定百貨店店舗数の数が確認できる書類
	【特定百貨店店舗に係る協力金を申請する場合のみ】 特定百貨店店舗数の数が確認できる書類

テナント事業者	大規模集客施設に出店していることが確認できる書類 賃貸借契約書の写しなど
	テナント店舗の面積が確認できる書類 賃貸借契約書の写しなど
	入居している大規模集客施設の営業時間短縮の状況がわかるもの 営業時間短縮を告知した店舗貼り紙の写真、営業時間短縮を告知した自社ホームページやSNSの写し 等

3. 申請に必要な書類の入手方法

申請に必要な書類は、佐賀県ホームページからダウンロードしてください。

< https://www.pref.saga.lg.jp/ki_ji00382208/index.html >

4. 提出方法

申請書類を次の宛先に郵送してください。なお、郵送の際の封筒は角形2号サイズでご提出お願いします。

また、簡易書留など郵便物の追跡ができる方法でお願いします。

<宛先>

〒840-8570 佐賀県佐賀市城内1丁目1番59号

佐賀県 産業政策課 商業担当

※令和3年10月15日（金）の消印有効です。

※切手を貼付の上、裏面には差出人の住所及び氏名を必ずご記載ください。

※送料は申請者側でご負担をお願いします。

※持参窓口は設けておりません。（感染拡大防止の観点からご協力をお願いします。）

5. 追加書類の提出依頼及び申請内容の確認

申請書類に不足や記入漏れ等の不備があった場合等、必要に応じて、追加書類の提出を求めたり、申請内容の確認や説明を求めるために連絡をすることがあります。

その際、連絡が取れない場合や期日までに指定した書類の提出がない場合には、協力金の交付を受ける意思がないものと判断し、申請を却下します。

6. 交付の決定

申請書類を受理した後、その内容を審査し、適正と認められるときは協力金を交付します。また、本協力金の交付は、申請書類の受理後、速やかに行います。

なお、必要に応じて、追加書類の提出を求めたり、確認のために連絡をすることがあり、交付まで時間を要する場合があります。

7. 通知等

申請書類の審査の結果、本協力金を交付する旨の決定をしたときは、交付に関する通知を発送いたします。

8. 本協力金に関するお問い合わせ先

本協力金に関してご不明な点がありましたら下記までお問い合わせください。

佐賀県 産業政策課 商業担当

TEL : 0952-25-7182 FAX : 0952-25-7290

その他

1. 協力金の返還

本協力金の交付決定後、対象要件に該当しない事実や虚偽、不正等が発覚した場合は、佐賀県は本協力金の交付決定を取り消します。この場合、申請者は、協力金を返金するとともに、協力金の受領の日から返還の日までの日数に応じた加算金（協力金の額に年率10.95%の割合で計算した額）の支払いを求められる場合があります。

2. 事業者名等の公表

虚偽や不正等が発覚した場合は、協力金の交付を受けた事業者名、店舗名等の情報を佐賀県ホームページにて公表することがあります。

3. 検査・報告等

本協力金支出事務の円滑・確実な実行を図るため、必要に応じて、佐賀県は対象店舗の営業時間短縮の取組について検査を行うとともに報告等を求めることがあります。